

青森県告示第 四百八十七 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和三年七月十四日

青森県知事 三村 申吾

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びびいのししであつて、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年七月三十日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射